

秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市条例第33号

秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

秋田市学校給食費に関する条例（平成28年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者のうち、規則で定める保護者については、この限りでない。

第 4 条第 2 項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項本文」に改める。

第 6 条中「保護者」の次に「（第 4 条第 1 項ただし書に規定する保護者を除く。）」を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市学校給食費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。